

## 孺恋村技能労務職等の給与等の見直しに向けた取組方針について

### 公表の趣旨

今日、地方公共団体の技能労務職員等の給与については、民間同種の事業従事者に比べて高額であるとの指摘や批判があることから、民間同種の職種に従事する者との均衡を十分考慮しながら適正な運用を図ることが求められています。そこで、孺恋村としては、技能労務職員の給与について点検を行い、適正な給与制度の運用のため、このような取組み方針を策定し公表することになりました。

### 1 現状

本村の平成19年4月1日現在の技能労務職員の給与の状況は次のとおりとなっています。

#### (1) 職種ごとの民間データとの比較

職種	孺恋村			民間	
	人数	平均給与(円)	平均年齢	平均給与(円)	平均年齢
調理員	7	277,842	51.6	276,900	42.3
用務員	3	311,733	55.3	227,200	53.9

\* 民間データは、賃金構造基本統計調査による。(平成16～18年の平均)

#### (2) その他給与に関する事項

- ・給料表 行政職給料表(一)の1級から3級を適用。
- ・手当 通勤手当、扶養手当、期末勤勉手当、住居手当、寒冷地手当等。
- ・昇給基準 毎年1月1日を昇給日と定め4号を標準。ただし55歳を超える職員は2号。

### 2 基本的な考え方及び取組内容

本村の技能労務職員は学校給食センター及び学校用務員に配置されています。給料は行政職給料表(一)の1級から3級を適用しています。

なお、特殊勤務手当に関しては既に見直しを行い、技能労務職員に対する支給実績はありません。

今後は、技能労務職の特殊性や現状を把握した中で、退職職員の不補充や業務の見直しにより、近隣町村との均衡を考慮し給与の適正化に努めていきます。